

○総務省告示第四百五十九号

施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭和四十五年自治省告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣 川端 達夫

附則第二項中「平成18年分」を「平成23年分」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。